

経営・管理ビザ取得の事業規模要件の柔軟化

(令和6年3月「経営・管理」の在留資格の明確化等について)

規制改革事項の内容

現行

実績が少ない創業期のスタートアップにおいて、有償新株予約権の発行による資金調達が広がりつつあるが、返済義務のない資産であるにもかかわらず、その調達資金は入国時の要件を満たす出資金等として認められるか示されていない。

制度改正

新株予約権の発行による払込金について、**以下の2点を満たす場合に**出資金等として認める。

- ・ 返済義務のない払込金であること
- ・ 権利行使の有無にかかわらず、将来、資本金として計上することとしていること

効果

海外からの起業家やスタートアップ創業人材が活動しやすい環境を整備。

規制改革事項の概要

在留資格「経営・管理」の要件

- ① 事業所の確保
- ② 2人以上の常勤職員又は **500万円以上の出資金等**

現行

○所持資金800万円

うち有償新株予約権による調達資金：500万円

出資金等は300万円として申請し、**要件充足せず**

措置後

○所持資金800万円

うち有償新株予約権による調達資金：500万円

出資金等は800万円として申請し、**要件充足！！**

有償新株予約権を活用して調達した資金について出資金等と認める

